

平成 26 年度

事 業 計 画

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

## 目次

平成26年度事業計画	1
1 安心安全な情報利活用基盤サービスの構築推進と普及	1
(1) サイバーID 証明書 JCAN	1
(2) サイバー法人台帳 ROBINS	2
(3) JIPDEC 番号法 PIA 支援サービスの実施	3
(4) プライバシーマーク制度の普及	3
(5) 標準企業コード等登録管理サービス	3
2 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究	4
(1) 情報政策支援に係る調査研究等事業	4
(2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究	5
3 個人情報保護のための認証制度等の運営	6
(1) プライバシーマーク制度の運用	6
(2) 認定個人情報保護団体の運営	7
4 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営等	7
(1) 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営	7
(2) 情報マネジメントの推進に関する調査研究等	8
5 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等	8
(1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施	8
(2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発	8
6 産学官連携による電子情報利活用の推進	9
(1) アドバイザリ会議	9
(2) 次世代電子情報利活用フォーラム	9
(3) g コンテンツ流通推進協議会	9
(4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム	9
7 国際連携及び普及広報活動	9
(1) 国際機関との連携、協力	9
(2) 電子情報利活用セミナー等の開催	10
(3) 事業成果等の情報発信	10

## 平成26年度事業計画

個人の発するパーソナルな情報の経済価値の認識が高まり、オープンデータやビッグデータと言われる情報利活用が業態や国境を越えて広がるに伴い、個人情報を活用する上での安心安全な技術的、制度的枠組みが強く求められてきている。

このような中で、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（平成25年12月20日決定）を公表し、今後、国際的にみて遜色のない利活用ルールの明確化と制度の見直し方針を示している。

個人情報の保護と利活用を事業の柱とする当協会としては、これらの政策検討の動向を注視しつつ、パブリックコメントなどを通じて積極的に意見を表するとともに、協会が蓄積する専門的な知見を基にした政策検討への側面支援や、プライバシーマーク制度等の事業への適切な対応を図ることとする。

また、社会保障・税一体改革においても、個人及び法人の確認を行うための番号制度を導入する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が昨年5月24日に成立した。

共通番号（マイナンバー）に対応するため、昨年度、協会内に設置したマイナンバー対応プロジェクト室では、特定個人情報保護評価（PIA）が義務付けられる地方公共団体が均質なPIAを実施できるよう、共通的な評価基準等をJIPDEC番号法PIA支援サービスとして取りまとめ、一部地方公共団体と協力して試行を行ってきた。平成26年度はこれを踏まえて、本格化する地方公共団体の取り組みに対して体制を強化し、積極的に事業展開することとする。

さらに、市場開拓の段階に移行したサイバーID証明書JCANプロジェクト及びサイバー法人台帳ROBINS構築プロジェクトについては、営業戦略や事業モデルの見直しを行い、市場開拓に全力をあげるとともに、プライバシーマーク制度やISMS適合性評価制度などの事業全体に対しての効率的な実施に努めつつ、平成26年度においては次の諸事業を行うこととする。

### 1 安心安全な情報利活用基盤サービスの構築推進と普及

#### (1) サイバーID証明書 JCAN

ネット上での個人認証基盤として、ビジネスの様々な用途に利用可能な「サイバーID証明書JCAN」は、平成24年1月から認定業務の一部運用を開始し、昨年度は本格的な普及に向けてJCANを利用するアプリケーションの拡大を図りつつ、利用者の獲得に努めた。

この結果、クラウドアプリケーションでのJCAN利用は24社、34アプリケーション、電子契約では4社、職員証としての利用1社となり、JCAN証明書発行業務を行うLRAも11局となった。

平成26年度は、引き続きJCANの利活用環境の整備・拡大に向けてJCAN証明書の重点開拓分野を次の3つに絞り込むとともに、認定業務（LRA認定、プロフィール認定、ETSI認定）についても、なお一層の普及拡大を目指すこととする。

##### ① クライアント認証用途

昨今頻発しているID、パスワードの窃盗問題に対応するため、自社のメールシステムや社内の

グループウェアに対して社外からのアクセスを安全にコントロールできるよう各種アプリケーションの権限者の認証に JCAN 証明書の利用を促す。

## ② 電子契約用途

B2B や B2C での電子契約は、電子化による業務効率の向上と併せて印紙税や郵送料等の削減にも資するため、今後の JCAN の活用が期待できる分野でもある。各種の電子契約のアプリケーションに JCAN 証明書を提供することでその普及拡大を図る。

## ③ 電子メールの署名・暗号化用途

なりすまし対策として、メールの利用環境に合わせて電子証明書を利用した認証方式の普及に努めつつ JCAN 証明書の利用拡大を図る。

なおパソコン上でメールソフトによりメールを確認する環境でのなりすまし対策としては、メールの暗号化と電子署名の機能を持つ S/MIME 方式を推進する。スマートフォン、タブレット端末の WEB メールでメールを確認する環境でのなりすまし対策としては、「サイバー法人台帳 ROBINS」と組み合わせた DKIM 方式の採用を呼びかける。

S/MIME 方式については標的型攻撃の対抗手段として総務省でも前向きな取り組みが開始されており、サイバーID 証明書 JCAN プロジェクトも同取り組みに積極的に関与していく。

### 1) LRA 認定業務：

企業等が人事 DB 等に基づいて JCAN 証明書の発行業務を適切に行っていることを認定する。

### 2) プロファイル認定業務：

パブリック認証局が JCAN 共通プロファイルに準拠して電子証明書を発行しているかどうかを認定する。

### 3) ETSI 認定業務：

企業のプライベート認証局を ETSI 標準に基づいて審査を行い、パブリック認証局として認定する。

注：ETSI (European Telecommunications Standards Institute)、欧州の電気通信における標準仕様を策定するために設立された標準化団体

## (2) サイバー法人台帳 ROBINS

「サイバー法人台帳 ROBINS」は、企業自身による企業情報の提供と第三者による掲載内容の確認を組み合わせることで、サイバー空間で企業の実在性の確認や属性情報（例えばホームページの URL、メールアドレス等）の入手を可能にするものである。

このような特徴や有用性を活かして、ROBINS 掲載企業の拡大を図るため昨年 7 月の本格運用開始以降、①なりすましメール対策（安心マーク）、②フィッシング詐欺サイト対策・WEB 上の偽ブランド対策（ROBINS シール）の 2 つの用途を、当面注力する ROBINS アプリケーションサービスとして、掲載企業の拡大に向け、関係組織や企業との連携体制の構築を進めてきた。

平成 26 年度では、この成果を踏まえて

### ① 資格者との連携、協力による拡大

第三者確認体制の整備として行政書士、司法書士、社会保険労務士等との協力体制を進めているが、このうち行政書士については連合会の各県行政書士会支部等に 1 名以上の確認者を配し、掲載情報の拡大を図る。また、新たな第三者確認事項として、社会保険労務士の経労診断情報、弁護士の暴排条例対応情報を掲載し、今後の ROBINS の活用と掲載企業の拡大を図る。

## ② メール配信代行業者との連携による拡大

平成 25 年 7 月に実施された参議院選挙では、政党のメールマガジンに ROBINS を活用した安心マークサービスが利用され、なりすまし対策に大きく貢献した。

平成 26 年度は、メール配信代行業者の協力を得て金融機関、地方公共団体、一般企業にもこの仕組みの活用拡大を図る。

## ③ 商工会議所との連携による拡大

ROBINS シールは、ROBINS 掲載企業のホームページに貼ることで、そのホームページの運営者の実在と当該者がホームページの正式なオーナーであることを ROBINS の掲載情報と紐付けて表示することができる。そのため、フィッシング詐欺対策や偽ブランドシール対策としての利活用が考えられる。その利活用の 1 つとして、地方中核都市の商工会議所と連携し、商工会議所が確認済みの理事、監事、常議員等の情報を、各社ホームページに表示する等の検討を進めており、商工会議所会員企業の ROBINS 掲載の普及拡大を図る。

## (3) JIPDEC 番号法 PIA 支援サービスの実施

平成 25 年 5 月 31 日に公布された番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号))において、特定個人情報ファイルを保有しようとする機関には、特定個人情報保護評価(以下「PIA」)の実施が原則義務付けられることとなった。

これを受け、平成 26 年 4 月より、プライバシーマーク制度及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の運営に係る知見を活かし、PIA を義務付けされている地方公共団体を支援する「JIPDEC 番号法 PIA 支援サービス」事業を開始する。

具体的には、実践的な集合研修を行う「特定個人情報保護評価 研修サービス」、地方公共団体が作成した特定個人情報保護評価書につき、第三者点検前に客観的な視点から確認する「特定個人情報保護評価 事前チェックサービス」及び特定個人情報保護評価の具体的な実施方法等について個別支援を行う「特定個人情報保護評価 支援サービス」を行うこととしている。

## (4) プライバシーマーク制度の普及

個人情報保護への取り組みが遅れている業界や業種、潜在的な需要があり拡大が見込める業界や業種として、引き続き教育、医療関連分野(調剤薬局、検査機関、健保組合等)を中心に、当協会が運用しているプライバシーマーク制度の導入側のメリット、具体的な個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を理解いただき、実態や特性に即したプロモーションを通じて制度の導入促進を図る。

また、当該活動において収集した業界の課題やニーズは、適宜プライバシーマーク制度の運営にフィードバックし、制度の適正な運営及び改善に資する。

## (5) 標準企業コード等登録管理サービス

EDI(電子データ交換)に利用する「標準企業コード」の登録・管理を平成元年 4 月から実施している。また、OSI(開放型システム間相互接続)による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して識別子を付与する業務を平成 2 年 11 月に JISC(工業標準調査会)から移管され、実施している。

現在、標準企業コードは 25,924 社、OSI オブジェクトは 123 社(いずれも平成 26 年 2 月末日

現在)の企業に利用されており、新規コード登録の迅速化、サイバー法人台帳 ROBINS と連携した検索機能の提供等、サービス品質の向上を図りつつ、引き続きこれらの登録・管理を実施する。

## 2 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

### (1) 情報政策支援に係る調査研究等事業

各種の大量データをリアルタイムに収集・分析し、新たな知見を得ることが可能になっている中で、パーソナルデータの保護と利活用では、プライバシー・バイ・デザインを基調にした個人情報に係る制度整備が各国で活発になっている。これらの制度整備は、経済発展に寄与するインターネットの価値を損なわずに保護と利活用の両立を図るという点、また消費者視点の制度設計を進めるという点などが特徴となっており、今後、世界的な潮流となってくるものと考えられる。このような状況を踏まえ、わが国政府では、産業界、消費者にとって安全で、かつ利便性の高いサービス創出に必要な技術や制度の検討を進めており、これに協力して以下の事業を実施する。

#### ① トラストフレームワークの調査研究 (国庫委託事業)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 総合戦略本部) では、「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、「異なる組織間での ID 連携やデータ連携のための信頼関係を構築するための ID 連携トラストフレームワーク」のルールや認定制度等の検討及びサンプル実証を行うとともに、それに適した社会システムやサービスの検討を行い、認定制度の適用可能な社会システムやサービスから運用を開始することとしている。

これを実現するためには、事業者側では連携する事業者間のデータ形式の統一や整合、コンプライアンスや契約などその信頼関係の構築が、ユーザ側では ID 連携、データ連携により情報が統合されていく過程でのプライバシー上の懸念が課題となっている。このため、マイポータルとマイガバメントを連携し、複数のサービス事業者が持つ属性情報を、信頼性のある本人確認をベースにして流通・利用する仕組みについて、調査研究を行う。

その際、行政機関による国民個人々人への ID 付与が実施されることなども踏まえ、「個人の安心」と「企業の効率化」とが両立する仕組み、個人が自身に関する“公式記録”を管理し、その個人情報へのアクセスルールを設定して個人情報を取り扱う仕組み (パーソナルデータ・エコ・システム) にも留意しつつ検討を行う。

#### ② 測位情報の信頼性評価に関する調査研究

時刻及び位置情報 (時空間情報) は、事物に関する基本情報であり、「いつでも、どこでも、確実に位置を知ること」を実現することは、わが国が移動体を用いたサービス (LBS: Location Based Services) をはじめとする様々な分野において、その基礎技術から応用技術、市場開拓の各段階で世界をリードし、国際競争力を維持するために極めて重要である。その基盤となる測位方式は、近時 GPS (Global Positioning System) ばかりではなく、技術の進展によって無線 LAN や、可視光通信を用いたものなど多岐に渡るようになってきている。

その結果、屋内外のシームレスなサービスなども可能になってきているが、その測位情報の信頼性 (確からしさ) に係る評価軸が存在しないことから、現状提供されるサービスでは、測位情報を『参考値』として利用するに留まっている。

そこで、本事業ではその定量的な評価指標について、実サービスにおける適用性検証を行い、国

際標準化を推進する。

### ③ オープンデータに関する調査研究（国庫委託事業）

産業界において、オープンデータ化はこれまで「労働集約的」に情報収集していたコストを、劇的に圧縮できることから期待が大きい。G8 オープンデータ憲章において「今後はオープンにすることが原則」となることが定められたことから、さらにその動きが加速され、データ収集コストが圧縮され、その部分のコストをサービスの高度化に投資できることが期待される。

これによって、これまで情報収集のきめ細かさがサービス差別化の要因となっていたものが、今後は情報提供の方法や、分析手法などがその要因となり、関係業界の活性化が期待できる。

また、様々なデータを収集・蓄積・分析するビッグデータを推進する事業者にとっては、公共機関が所有する地質・地盤情報や、センシング情報などが容易に入手できるようになる。

本事業では、経済効果が大きいと思われる地理空間情報を中心として、公共データ及び民間データを連携・融合して、横展開及び将来にわたる持続的な運用を可能とするサービスモデルを検討するとともに、行政サービス及び民間ビジネス創出を可能にする環境を確立し、公共データの利用を拡大する方策を取りまとめる。

また、行政サービス及び民間ビジネスとして成立し得る複数のモデル実証や、コンテスト（アイデアソン、ユースケースコンテスト）等を実施することで、オープンデータに係るニーズの発掘・喚起や新たなサービス・ビジネスの創出に寄与することを目指す。

### ④ 森林情報高度利活用開発事業のうち森林クラウドシステム標準化事業（国庫補助事業）

森林の有する多面的機能を将来に渡って持続的に発揮させていくためには、森林の履歴・状況や将来の姿の効率的な分析・評価を基にした森林の適切な維持・管理が求められている。本事業は、市町村、森林組合等に導入されている既存の森林 GIS 等の森林関連情報を調査し、現状と課題・問題点の整理とその改善・解決策や方向性を取りまとめるとともに、前年度作成された標準データ形式案及び森林クラウドシステム標準化仕様案・ガイドライン案の検証・改善を行う。

## (2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究

電子情報利活用の著しい進展に伴い、新たな規制の枠組みや標準化の検討、セキュリティ技術の創出等が活発化しており、これらの最新の動きについて国内外の動向を見つつ、技術・市場・制度等の広い観点から調査研究を推進する。

主な動きへの対応としては、情報の経済価値の検討を進める経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）のインターネット経済作業部会（WPIE：Working Parties on the Information Economy）活動への参加、ISO/IEC JTC1（国際標準化を行う ISO と IEC の合同委員会）におけるアイデンティティ管理とプライバシー技術の標準化を進める SC27/WG5 の活動、地理空間情報の標準化を進める ISO/TC211 の活動に参加し、国内事業者の意見等を収集しながら、検討状況の把握や提案等を推進する。

また、パーソナルデータを巡る政府、事業者の取り組みや、国際的な動きに対しては、これらの動向や対応検討を調査し、政策提案や政策の具体的実施支援を行うとともに、Web メディアと連携してバランスが取れた議論がなされるように情報発信に努める。

さらに、例えば 2020 年東京オリンピック開催に伴う基盤整備や、その先にある国土形成のグランドデザインに対応する電子情報利活用の基盤（技術や制度等）について提言・提案を行う。

### 3 個人情報保護のための認証制度等の運営

#### (1) プライバシーマーク制度の運用

平成 10 年 4 月に当協会が運用を開始したプライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001:2006（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）を審査基準として運用している。平成 17 年 4 月の「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」）の全面施行を受けて申請数が増加し、平成 26 年 2 月末日現在、プライバシーマーク付与事業者（以下「付与事業者」）の有効事業者数は 13,537 社に達し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たす制度として認知され、海外からも注目を集めるに至っている。

平成 26 年度も次の活動を通じて、プライバシーマーク制度の適正な運営を行う。

##### ① 指定審査機関等との連携

プライバシーマーク指定審査機関 18 機関及びプライバシーマーク指定研修機関 4 機関と、連合会等の開催などを通じ相互に協力しながら、事務局、苦情相談・事故対応、審査及び研修の各々に関する体制の整備・充実など、全工程に係る業務効率と信頼性の向上を目標に制度運用の改善に取り組む。

##### ② 付与事業者の満足度の向上

審査業務の効率化など制度運営に関する不断の見直しを行うとともに、「JIPDEC プライバシーマークフォーラム」や研修会開催、事業者表彰、情報発信の強化を図る一方で、セミナー開催などを通じ、消費者に対する認知度向上などの方策を検討し実施する。これにより付与事業者の満足度向上に資することで、更新率の維持・向上につなげるとともに、新規申請の増加に向けた普及活動など、プライバシーマーク制度の一層の定着に努める。

##### ③ 関連制度の調査及び国際連携

海外の関係機関の動向把握や情報交換を通じて、国際整合性の確保に努めつつ制度の広報・周知を図るとともに、海外の同種制度との相互承認推進に向けた国際協力などの必要な取り組みを行う。

また、ISO/IEC（国際標準化機構/国際電気標準会議）における個人情報の取り扱いに係る規格の検討状況や EU（欧州連合）の個人データ保護指令の改正状況（個人データ保護規則（案））についての情報把握に努め、プライバシーマーク制度への影響及び対策を検討する。

##### ④ プライバシーマーク制度に係る情報提供サービス

プライバシーマーク制度のホームページの充実を図るほか、付与事業者に対するメール配信等を通じ、積極的な情報発信に努める。

また、プライバシーマーク申請予定事業者に対しては、構築から運用に係る説明会と個人情報保護マネジメントシステム（PMS）構築相談室による個別説明の両輪で事業者の新規申請促進に向けた活動を拡充し、プライバシーマーク制度の正しい理解と構築運用支援に取り組むほか、経済団体及び消費者団体等関係機関や地方公共団体等が主催するセミナー等に講師派遣を行い、認知度向上に取り組む。

##### ⑤ プライバシーマーク審査員の評価・登録

プライバシーマーク審査員（以下「審査員」）の質的向上と審査レベルの均質化を目的とするプライバシーマーク審査員登録制度への登録者総数は、平成 26 年 2 月末日現在、主任審査員 306 名、審査員 262 名、審査員補 627 名で、合計 1,195 名となっている。

平成 26 年度も引き続き、新規登録申請者からの「新規登録申請」や、既登録者からの「更新登録申請」「格上登録申請」などの評価、登録業務を円滑に実施する。



## (2) 認定個人情報保護団体の運営

当協会は、経済産業大臣及び総務大臣より、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」）に基づく認定個人情報保護団体として認定を受けている。

プライバシーマーク付与事業者のうち、対象事業者となることに同意を得た事業者を対象として、保護法に規定される①対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報提供、③そのほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務、を行っている。

平成 26 年度も他の認定個人情報保護団体間との整合性確保や、効率的な情報提供の仕組みの充実に努めつつ、引き続き業務を実施する。

なお、対象事業者となる事に同意を得た事業者数は、平成 26 年 2 月末現在で、9,194 社である。

## 4 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営等

### (1) 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営

わが国産業界等への情報セキュリティマネジメント定着のため、ISMS（Information Security Management System）適合性評価制度、ITSMS（Information Technology Service Management System）適合性評価制度及び BCMS（Business Continuity Management System）適合性評価制度の 3 つの評価制度の運営を引き続き実施するほか、制度の浸透、拡大を図るためのユーザガイドの策定や制度説明会等の啓発活動を実施する。

#### ① ISMS 適合性評価制度の運用

企業・組織における情報セキュリティを継続的に維持・向上させることを目的とする ISMS は、国際規格 ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）及び ISO/IEC 27006（マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）をベースに、現在 ISMS 認証審査を行う「認証機関」を 26 機関、「ISMS 要員認証機関」1 機関を認定しており、ISMS 認証取得組織数は 4,475（平成 26 年 2 月末現在）となっている。

平成 26 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査（更新・サーベイランス・特別）・登録業務を実施するとともに、改定版 JIS Q 27001 の発行に伴う認証基準の差分に対する移行措置を実施する。また、認証機関や認証取得組織等に対して、制度のより一層の信頼性の確保・定着のための活動（MS 認証信頼性向上イニシアティブ）や、マネジメントシステム規格の国際的対応を図るための標準化活動及び PAC/IAF（太平洋認定協力機構/国際認定フォーラム）との相互連携活動を推進する。

#### ② ITSMS 適合性評価制度の運用

企業・組織における IT サービス運用管理の品質を継続的に維持・向上させることを目的とする ITSMS は、国際規格 ISO/IEC 20000-1（JIS Q 20000-1）及び ISO/IEC 27006 をベースに、現在 9 認証機関を認定しており、ITSMS 認証取得組織数は 188（平成 26 年 2 月末現在）となっている。

平成 26 年度も引き続き認定の対象となる認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、改定版 JIS Q 20000-1 の発行に伴う認証基準の差分に対する移行措置を実施する。

#### ③ BCMS 適合性評価制度の運用

企業・組織における事業継続能力を継続的に維持・向上させることを目的とする BCMS は、国

際規格 ISO 22301 をベースとして、現在 6 認証機関を認定しており、BCMS 認証取得組織数は 59 組織（平成 26 年 2 月末現在）となっている。

平成 26 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、国際規格 ISO 22301（JIS Q 22301）の発行に伴う英国規格 BS 25999-2 との差分に対する移行措置を実施する。

## (2) 情報マネジメントの推進に関する調査研究等

### ① IT 資産マネジメントシステム（ITAMS）に関する実証調査

企業・組織における IT サービスの品質向上や情報セキュリティの強化の促進に有効である IT 資産マネジメントに関する調査研究を実施してきたが、平成 26 年度では、企業・組織の認証として IT 資産マネジメントシステム（ITAMS）の導入を促進するための国際規格の提案とともに、普及啓発活動を実施する。

### ② 制御システムのセキュリティマネジメントシステムの確立及び浸透状況調査事業（国庫委託事業）

従来、制御システムはプラントの固有システムで構成され、外部ネットワークとは接続されていないことからセキュリティの脅威がほとんど意識されてこなかったが、システム特性や環境の変化及び脅威の増大を背景にセキュリティの必要性が高まってきたことから、昨年度、国際的な標準である IEC 62443-2-1 を基に CSMS（Cyber Security Management System）の第三者認証制度の実証のためのパイロット認証事業を実施した。

平成 26 年度は、この成果を踏まえ、重要インフラ 13 分野（電力・ガス・化学・通信等）を対象に、CSMS 利用ニーズを調査するとともに、CSMS 適合性評価制度の確立と、制御システムのセキュリティ向上に向けた普及啓発活動を実施する。

## 5 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等

### (1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施

「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」）に基づき、当協会は主務大臣（法務・総務・経済産業省）から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。現在、国が認定する特定認証業務 11 業務について引き続き電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を実施し、その結果を主務大臣に通知する。

### (2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発（国庫委託事業）

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等を基に、特定認証業務を行う者及びその利用者等に対し、問い合わせ、相談等による情報の提供、助言その他の援助を行うほか、暗号アルゴリズム移行の必要性等電子署名に関する正しい理解を深めるため、Web 等による情報の提供を行う。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題など、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

## 6 産学官連携による電子情報利活用の推進

### (1) アドバイザリ会議

産学官の様々な分野の有識者による意見交換の場として「アドバイザリ会議」を引き続き設置し、当協会が実施している各種事業や今後取り組むべき課題について議論を行う。

### (2) 次世代電子情報利活用フォーラム

当協会の事業プログラム制度に参加する企業や賛助会員など、多様な業種にわたる企業の参加を得て、新たな電子情報の利活用に関する検討を行っている。今年度は、昨年度に引き続き、電子記録管理に関する研究会を設け、電子記録の長期に渡る安全管理と効率的な利活用について、これらを実現する手法として注目されているケース管理について調査研究を行う。

### (3) g コンテンツ流通推進協議会

協会内に、時空間情報を有するコンテンツ（g コンテンツ）の流通環境整備に関心を有する企業等で組織するg コンテンツ流通推進協議会を置く。「地理空間情報活用推進基本計画」や「電子行政オープンデータ戦略」など政府施策の推進にあたり、政策提案を積極的に行うほか、会員間の情報交流、調査研究、またG空間 EXPO や各種地理空間情報関連行事への参加などの普及啓発活動を行う。また、政府が策定する各種戦略等に関する意見交換会を随時実施し、産業界との交流の場を設置する。

### (4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

協会内に、個人に関する情報をプライバシーに配慮しつつ、安心・安全に利活用するサービスに関心を有する企業等で組織する次世代パーソナルサービス推進コンソーシアムを置く。サービス市場創出のための個人情報の処理方法や制度整備の検討を行うとともに、政策提案・普及啓蒙活動を行う。また、関係団体と連携し、個人情報保護法の改正等に関する意見交換会を設置し、産業界の意見を集約する。

以上のほか、システム監査学会事務局業務など民間活動の運営に引き続き協力する。

## 7 国際連携及び普及広報活動

### (1) 国際機関との連携、協力

ISO/TC154 及び TC247 の国内審議団体として日付時刻の表記、模倣品対策などの国際標準化検討に協力するほか、当協会が実施する個人情報保護分野の関連規格 (ISO/IEC JTC1/SC27) の検討に参加する。このほか、マネジメント認証の国際組織 IAF や PAC のメンバー組織としての活動、APEC での越境プライバシールールシステム (CBPR システム : Cross Boarder Privacy Rules System) の検討への参加等、国際機関との連携、協力を積極的に展開する。

なお、わが国は APEC CBPR システムに参加することを表明し、現在 APEC 共同監視パネルにおいて審査中であるが、これが承認された場合には、当協会はアカウントビリティ・エージェント (認証機関) としての認定申請を行うこととする。

## (2) 電子情報利活用セミナー等の開催

協会の賛助会員など次世代電子情報利活用フォーラムに参加する企業、団体を対象に、セミナー、情報交流会などを開催するほか、時宜に適したタイムリーなテーマを選定した講演会を実施する。

## (3) 事業成果等の情報発信

協会 HP を通じての活動状況など各種の情報発信に加え、情報分野で比較的利用ニーズの高い統計データや最新の調査データを編集して JIPDEC IT Report として発信する。このほか、以下の情報発信を通じて協会の活動状況や成果の発信を行う。

- ① JIPDEC メールマガジン（毎月 25 日頃）
- ② 協会のこれまでの活動成果を電子データで保存したアーカイブの提供
- ③ 各種展示会への出展
- ④ 個人情報保護及びパーソナル情報利活用に関するセミナー
- ⑤ 電子書籍等の発行